

# 評議員選任・解任委員、評議員及び役員報酬規程

## 第 1 章 総 則

### 第 1 節 目的及び支給の原則

#### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人福田会(以下、会という。)が経営する保育事業及びさいたま市内の小学校に通学する小学生で、放課後の時間帯において保護者の監護が得られない児童に対する児童健全育成事業並びに地域子育て支援拠点事業の運営に携わる評議員選任委員又は解任委員(以下、評議員選任・解任委員という。)、評議員及び役員(理事及び監事)に関する報酬等の取扱いを定める。

#### (支給の原則)

第 2 条 法人は、労働基準法及び会計法令を遵守すると共に、この規程及び社会福祉法人福田会報酬額等の支給基準(以下、報酬額等支給の基準という。)に従った適正な報酬等の支給を行う。

### 第 2 節 地位よる支給の禁止及び支給対象職務等

#### (地位による支給の禁止)

第 3 条 評議員選任・解任委員又は評議員若しくは理事及び監事に対する報酬は、報酬額等支給の基準によるものとし、役職者の地位にあることのみでは支給せず、各職務を行うことによる労働の対価として支給する。

#### (支給対象職務)

第 4 条 法人は、毎会計年度に開催される定時評議員会及び臨時評議員会及び定時理事会及び臨時理事会並びに評議員選任委員会又は評議員解任委員会等において、職務を執行した役職者に対して所定の手続きにより報酬等を支給する。ただし、理事が施設長を勤める場合は、この限りではない。

2 監事が評議員会、理事会若しくは評議員選任・解任委員会の職務を行ったとき、若しくは法人の事業を行う聖徳保育園及び聖徳学童くらすの監査等の職責を果たしたとき等については、その職務に基づく報酬とする支給手続きを採る。

#### (監事の職務に関する手続き)

第 5 条 監事は、第 4 条第 2 項に規定する職務(監査を除く。)を行ったときは、監事業務執行報告書(書式 1)に業務内容、業務時間を記載して理事長に報告しなければならない。

- 2 監事が監査を実施したときは、監査業務執行報告書（書式2）に前項に掲げた事項を記載して理事長に報告しなければならない。
- 3 理事長は、第1項又は第2項に関する業務の執行報告を受領したときは、評議員選任・解任委員、評議員、役員報酬等支給簿（書式3）に各業務内容等を記載して円滑な支給手続きを採る。

## 第2章 報酬額等支給期間及び報酬等に関する手続き

### 第1節 支給対象期間及び支給手続き

#### （支給対象期間）

- 第6条 評議員又は理事及び監事に対する報酬の支給は、役職者が任期満了若しくは辞任する場合において、評議員は、定数7名（定款第5条）が、理事は、定数6名（定款15条第(1)号）が、監事は、定数2名（定款15条第(2)号）が、それぞれ欠ける場合には、新たに選任された者が就任するまでの間は、なお、評議員・理事・監事の権利及び義務（定款第7条第3項及び定款第19条第2項）を有して、職務を継続する責務を負うところから、その間における職務の執行が終了するまでの間については、報酬等の支給対象期間とする。
- 2 評議員選任・解任委員に対する報酬の支給対象期間は、第1項に準じる。

#### （支給手続き）

- 第7条 法人は、報酬等の支給に関して、評議員選任・解任委員、評議員、役員報酬等支給簿【書式3】に業務内容、業務時間及び報酬金額等を記載して支給金額等を明記すると共に、報酬額等の支給に際しては、同帳簿に支給、受給関係を明らかとする受給者の押印又は領収証等を徴する。

## 第3章 報酬額等支給の基準及び実費支弁及び旅費

### 第1節 支給基準及び実費支弁

#### （支給基準）

- 第8条 報酬等は、報酬額等支給の基準に従い、次のとおりとする。
- 2 第1条で掲げた者に対する報酬額等は、各自が自己の職務を行った場合に支給（地位に対する支給は行わない。）する。
  - 3 報酬支給対象役職者の職務を行う時間は、原則として、1日8時間とし、同時間を超えて業務を行った場合においても、終日に至らないときは、1日とし、8時間を超える報酬は支給しない。
  - 4 報酬額は、1日8,000円とする。
  - 5 職務が継続して長期間に及ぶときは、報酬額等支給の基準第(3)号に基づく金額を支給する。

- 6 第(3)号の金額の変更及び金額の決定は、理事会で決議し、評議員会の承認を得なければならない。
- 7 報酬額は、1時間当たり1,500円とし、30分未満の時間は切り捨て30分を超える時間については、1時間として取り扱う。
- 8 報酬額等は、定款第21条で規定する毎会計年度において、総額20万円を超えない範囲の金額とする。

(実費支弁)

- 第9条 第1条で掲げた者が自己の職務を行うために支出した費用は、その実費を支払う。
- 2 前項の実費支弁において、支出した費用の領収証がないときは、実費支払証明書(書式4)をもってこれに代える。

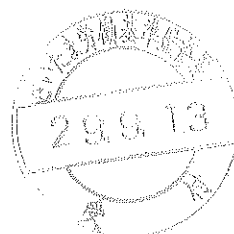
第2節 旅 費

(旅費)

- 第10条 評議員選任・解任委員又は評議員若しくは役員が、法人又は聖徳保育園、聖徳学童クラブの用務で出張する場合は、社会福祉法人福田会旅費規程によって、所定の旅費・日当を支給する
- 2 旅費・日当の請求は、旅費規程第10条以下に定める手続きによる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。



## 社会福祉法人福田会報酬額等支給の基準

評議員選任及び解任委員及び評議員並びに役員（理事及び監事）に対する報酬額等の支給基準を次のとおり定める。

- 1 報酬額等は、社会福祉法人福田会の業務を行うことに対する対価として支給し、地位にあることのみでは支給しない。
- 2 報酬額支給期間（任期）等に関する事項は、評議員選任及び解任委員、評議員及び役員報酬規程（以下、報酬規程という。）で定める。
- 3 報酬及び実費支弁は、報酬規程で定める手続き等を行った後に支給する。
- 4 社会福祉法人福田会の報酬額は、次のとおりとする。
  - (1) 毎会計年度において、報酬総額を20万円とする。
  - (2) 報酬額は、報酬総額の20万円を超えない金額とし、1日当たり、8,000円とする。
  - (3) 業務が数日に及んだ場合は、1日当たりの金額を報酬総額を超えない範囲の金額とし、第(2)号の金額を変更する。
  - (4) 業務が1時間に満たない場合は、報酬規程が定めるところにより支給する。